

第 9 次氷見市総合計画後期基本計画の策定方針及び 策定体制等について

1 策定の趣旨・背景について

趣旨

第9次氷見市総合計画は、市民が主役となるまちづくりの方向性を明らかにしたものであり、長期的な市政運営のめざす目標を明らかにして、市民とともに主体的かつ計画的にまちづくりに取り組む上での指針となるものです。それに向けて、分野ごとに推進していく基本的な計画と施策を示す前期基本計画が令和8年度で終了することから、これまでの社会環境等の変化を踏まえた、令和9年度からの後期基本計画を策定します。

策定の背景

前期基本計画の策定以降、本市を取り巻く主な社会環境等の変化

- (1) 人口減少・少子高齢化の進行
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活様式の変化
- (3) 令和6年能登半島地震の発生
- (4) 日本経済の動向の変化
- (5) DX推進の加速化等による様々な分野でのイノベーションの創出
- (6) 働き方やライフスタイルなど価値観の多様化

2 策定方針について

策定方針（案）

- （１）前期基本計画の策定以降に生じた令和６年能登半島地震などの本市を取り巻く大きな社会環境等の変化に的確に対応し、前期基本計画の検証結果等を踏まえ、現実的で実効性のある計画を策定します。
- （２）震災からの復興や人口減少等のこれまで類を見ない難局に対峙していくため、オール氷見で取り組み、活力を創造していく計画とします。
- （３）人口減少対策として令和８年１月に策定した第３期氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた計画とします。
- （４）個々の施策における課題を的確に捉え、その解決に向けて、各分野別計画と整合性が取れた計画とします。
- （５）国・県の計画や動向等を勘案して策定します。
- （６）第３期氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時に様々な観点からいただいた意見等に加え、新たに実施する市民アンケートや分野別のインタビュー調査等でいただいた意見等を踏まえて策定します。
- （７）必要なデータを収集して分析し、現状や課題等を的確に捉えて、施策を展開する計画を策定します。

3 策定体制について

策定体制（案）

策定体制は策定体制図のとおりとし、市長から氷見市総合計画審議会に「第9次氷見市総合計画後期基本計画の策定」を諮問し、答申を受けることとします。

（1）審議機関

市長の諮問に応じ、総合計画後期基本計画の策定に関して必要な事項を調査審議するため、行政機関の職員、関係諸団体の役職員、学識経験者及び公募委員で構成する氷見市総合計画審議会を開催して、答申に向けて審議します。

（2）市民等の意見の反映

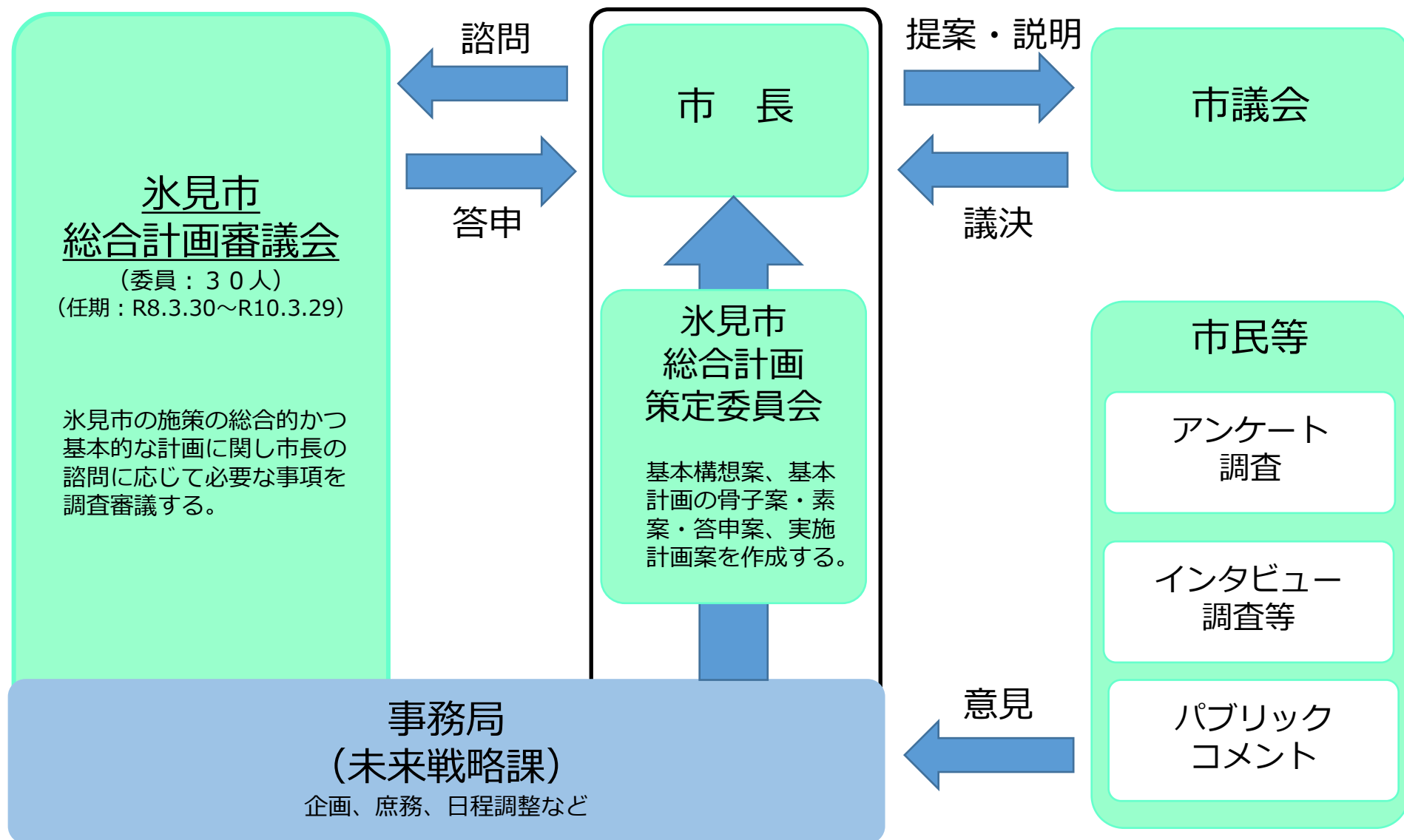
市民等の意見を反映した計画とするため、市民アンケートや分野別のインタビュー調査等を実施して、策定に反映します。

（3）庁内体制

氷見市総合計画審議会に諮る案を策定するため、庁内に氷見市総合計画策定委員会を設置し、全庁を挙げて計画の策定に取り組みます。

3 策定体制について

【策定体制図】



4 策定スケジュールについて

スケジュール（案）

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定委員会	策定委員会 (策定方針案)	策定委員会 (中旬) (骨子案等)				策定委員会 (中旬) (基本計画素案)			策定委員会 (中旬) (基本計画答申案)			策定委員会 (中旬) (実施計画案)	
市議会		議会説明 (中旬) (策定方針・骨子案等)		上程・議決 (基本構想の変更が必要な場合)			議会説明 (上旬) (基本計画素案)			議会説明 (上旬) (基本計画答申案)			
審議会	審議会 (策定方針案)	審議会 (中旬) (骨子案等)	答申 (下旬) (基本構想の変更が必要な場合)					審議会 (上旬) (基本計画素案)		審議会 (中旬) (基本計画案)	答申 (中旬) (基本計画案)		
市民の意見の反映	市民アンケート実施・分析 分野別のインタビュー調査等の実施（必要に応じて） パブリックコメント（基本構想の変更が必要な場合） パブリックコメント（基本計画案）												